

瑞穂町新庁舎建設基本設計業務プロポーザル選定委員会設置
要綱

〔平成27年8月19日〕
告示第 151 号

(設置)

第1条 瑞穂町新庁舎建設の基本設計を行う設計者(以下「設計者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、瑞穂町新庁舎建設基本設計業務プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 実施方法等の確認に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査及び設計者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから町長が委嘱する者のほか、副町長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、第2条の規定による報告をもって終了する。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の議事に関係のある者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 委員のうち、学識経験者には、予算の範囲内で謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部管財課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、第2条の規定による報告をした日限り、その効力を失う。